

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
電気通信番号委員会（第2回）議事録

日時 平成22年4月15日（木）10:00～11:00  
場所 中央合同庁舎第2号館 10階 共用会議室1  
参加者 電気通信番号委員会 酒井主査、相田委員、池田委員、一井委員、  
河村委員、三友委員  
総務省 福岡電気通信事業部長、  
田原電気通信技術システム課長、山田番号企画室長、  
川村電気通信技術システム課企画官、  
大角電気通信技術システム課課長補佐、  
宍倉番号企画室課長補佐

【議事要旨】

1. 「事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部を改正する省令案等」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）について

- 事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部を改正する省令案等について意見募集を行った結果の報告と、寄せられた意見に対する電気通信番号委員会の考え方（案）について、資料を基に議論が行われ、案のとおり承認された。
- 電気通信事業部会への報告書に、緊急通報の提供に関し、総務省において講じるべき措置を要望として盛り込むこととなった。
- 平成22年4月27日に開催予定である電気通信事業部会において、酒井主査より本委員会の検討結果を報告することとなった。

2. その他

- 電気通信番号に関する動向について、資料に基づき説明がなされた。

## 【主な発言等】

### 1. 「事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部を改正する省令案等」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）について

酒井主査 2月22日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された「事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部を改正する省令案等」について、事務局から説明されたい。

(川村電気通信技術システム課企画官から、資料1、参考1及び参考2に基づき、制度改正の概要、意見募集の結果及び寄せられた意見に対する考え方(案)を説明。)

<質疑応答については以下のとおり。>

池田委員 本改正は指定要件に「緊急通報が利用可能であること」を追加することのだが、すでに指定されている電気通信番号については、経過措置で対応するのか、どのように取り扱うのか。今後新たに指定を行う場合にのみ課される要件となるのか。

川村電気通信技術システム課企画官 すでに指定している電気通信番号については、経過措置として3ヶ月を設け、その間に緊急通報が利用可能であることを確認できる書類を提出してもらう。

池田委員 緊急通報の場合は経過措置期間が3ヶ月であり、災害時優先通信の取り扱いの対応では2年の猶予期間となっている。期間が異なるのは対応の難しさによるのか。

川村電気通信技術システム課企画官 災害時優先通信を新たに行う場合には、設備改修にコストがかかることや、システム開発等を行うのにある程度の期間を要するため、2年の猶予期間を置いている。

酒井主査 緊急通報がかからないということを事前（契約前）に利用者に対し周知しているのか。

川村電気通信技術システム課企画官 電気通信事業法第26条により、緊急通報がかからない等の制限がある場合については、利用者に対し説明を行うこととなっている。

相田主査代理 一義的には電気通信事業者（以下、「事業者」という。）が利用者に説明するのだろうが、事業者団体や国がまとめて国民に周知することも考えられるのではないか。

大角電気通信技術システム課課長補佐 一義的には事業者の責任において周知を行うことが前提となる。事業者の取組みに期待するところと考えている。

相田主査代理 ただし書き「総務大臣が特に認める場合」を適用している事業者及び区域について、情報開示請求があれば対応するということが。

川村電気通信技術システム課企画官 情報公開法に基づき、開示することになる。

酒井主査 一部の輸入携帯端末で110番による通話ができないといったことがあった。緊急通報がかからないことを事業者が把握していない可能性もあるのか。

田原電気通信技術システム課長 端末側と回線側の話の両方に分かれる。電気通信回線設備については事業者が把握した上で責任を持って行っているが、端末については、当初事業者が把握していないこともある。実際にそういった事例もあった。稀にしか緊急通報をかけないため、当初は分からない、発覚しないというケースもある。

河村委員 イーモバイルのケースがただし書きに該当するのだろう。事業者としては努力しているが、自治体等の機関の対応が難しく接続が困難とのことだが、努力していればいいというものではない。明確な期間もなく、話し合いがつかなければ、いつまでも接続ができず緊急通報が繋がらないままでもよいかのようにも読める。事業者の力だけでは困難だとの意見を述べており、そのような状況において、いつまでも接続ができず緊急通報が繋がらないままでもよいか。考え方（案）には、「必要な期間に限り」とされているが、必要な期間とはどのくらいなのか曖昧な印象を受ける。

川村電気通信技術システム課企画官 審査を行う際には、今後の対応に関する工程、計画を提出してもらうことを考えている。消防については、受け手側の設備は消防側で設置するものであり、各自治体（市町村）の予算で行われているため、自治体によっては困難な状況もある。必要に応じて消防庁に設備の設置を要請しているが、消防は各自治体が決定権を持つものであり、自治体が行わなければ難しい状況である。総務省としてできる限りの対応をさせていただきたいと考えているが、そのような状況にある点、ご理解いただきたい。

河村委員 状況は理解しているが、消費者の立場としては、緊急通報が繋がらないという事実しか見えない。自治体が対応困難な状況にあるのならば、緊急通報を提供できない間は、事業者は携帯電話の音声サービスを提供してはならないという考え方もあるのではないかと。緊急の場合に安全性が確保されない状態を作るとは思えない。困難な状況で解決の道筋が見えない中、ただ努力だけでよいのかという思いがある。

池田委員 緊急通報が繋がらないサービスであることを明示すると、他事業者より劣ったサービスとみなされてしまうため、事業者としては自己負担でも接続されるようにするのはのではないかとと思うが、他事業者の取組みはどうか

っているのか。事業者負担で自治体に設備を設置してもらうような対応を行っているのか。

川村電気通信技術システム課企画官 先行事業者に関しては、利用者数の問題もあるが、基本的には消防側で対応してきているかと思う。先行事業者については基本的に接続ができていますが、イーモバイルに関しては、約100の消防本部との接続が達成されていない状況である。ご指摘を踏まえ、今後の対応計画等は厳格に審査していきたい。

酒井主査 相互接続によって、たとえばNTTドコモやソフトバンクを經由して緊急通報を提供することも考えられなくはないが、そのために新たな設備改修コストがかかり、それをやはりイーモバイルに負担してもらうということになる。それならば各自治体と直接接続したほうがコスト負担が安く済むのか、場合によって異なる。緊急通報は人命に関わることでもあり、しっかりと考えることが必要。

一井委員 住民が事実を正確に把握できることが必要であろう。そのためには、情報をとりまとめ、国民が理解できるような形にすることが必要ではないか。そうしなければ自治の話につながらないのではないか。

三友委員 これまで提供されてきたサービスが急につながらなくなったというような話ではなく、今回は義務化を行うものであるが、今までどのように行われてきたのかを見る必要があるだろう。また、自治体側の問題かもしれないが、今回の義務化に際し、設備改修が必要であれば、補助金を出すことや融資をするような制度を一緒に行うようなことは考えられないか。

川村電気通信技術システム課企画官 たとえば総務省で緊急通報の接続状況がどのようになっているのかを取りまとめ、何らかの方法で公表は可能であると考えられるが、検討させていただきたい。

相田主査代理 緊急通報がつながらない場合、どのようなトーク、メッセージが流れるのか。携帯電話の難しいところは、普段利用している場所とは異なる場所にきた時に緊急通報がつながらないということが考えられる。普段利用している場所であれば、緊急通報の接続状況が分かるだろうが、普段と違う場所において、緊急通報をかけなければならないという時に、つながらない場所であるということをいくら周知してもなかなか難しいかと思う。一番は他事業者を中継するなどして緊急通報がつながるようにすることかと思うが、つながらない場合には、電話をかけた時点での的確に把握ができ、対処ができるようにするというのも合わせてやらなければならないと思う。適切なガイダンスメッセージを流すようにするなど、検討させていただきたい。

川村電気通信技術システム課企画官 ご指摘いただいた点についても、審査にあたって、求めていくような形にしたいと考えている。

三友委員 イーモバイルから意見が出てきているが、他事業者については問題ないのか。状況を把握されているのか。

川村電気通信技術システム課企画官 他事業者については、全て接続されている。

池田委員 先行事業者は全て対応済みで、新規参入者にとって不利な状況となっていれば問題かと思うが、なぜ対応できていないのか、その理由はなにか。

川村電気通信技術システム課企画官 主に受け手側である自治体の予算の制約により、実現されていない箇所がある。

田原電気通信技術システム課長 イーモバイルはデータ通信が主であり、東京近郊等では多くのユーザがいるが、地方では提供エリアとして主要ポイントはカバーしていても、そこでの音声ユーザとなると、場所によっては数が非常に少なくなる。事業者としては積極的に働きかけているが、自治体としては、ユーザがいない中で、緊急通報を実現するために予算を割くプライオリティが低くなっているようである。本来、いつまでに全てを接続するという計画がきちんとあればよいが、なかなか難しい状況があり、対応が進まない現状がある。もちろん接続に向けて努力はしてもらい、計画もしっかりと審査しなければならない。また消費者保護のために総務省でできるものは検討したい。

河村委員 今後、携帯事業の新規参入があるたびに、イーモバイルの例にならって、ただし書きの適用で番号の指定が行われると、受け入れる自治体側の対応も増え、余計に予算もかかるのではないかと。今回の義務化の流れと矛盾したものになるのではないかと思う。ユーザがいないから仕方がないということであれば、義務化とは違ったものになるのではないかと。事業者が契約する前に緊急通報がつかないことがあるということはかなりしつこく利用者に説明することが必要かと思う。参入のしやすさや競争環境といった観点もあるかとも思うが、緊急通報の3分の2が携帯電話からの発信であることを考えると、電話というものが緊急時の大事な通信手段であることから、事業者の気の毒な事情を慮ってばかりでいいのかと思う。「しなければならない」とすれば、なんとかできるようにするのではないかとも思う。全体として曖昧な措置であることが気になる。

池田委員 考え方（案）では「契約時に説明する義務」とあるが、「契約時には「契約した後」も解釈によっては含まれるかもしれないので、「契約締結前に」、また説明についても「口頭で説明」というようにより具体的な記述にした方がよいのではないかと。

川村電気通信技術システム課企画官 法文上では、契約締結前と規定している。説明については、規定上に書面とは明確に出てきていない。

酒井主査 すでにサービス提供を行っているイーモバイルについて、今回の義務化を満足しないからダメだという判断はできないかと思う。義務化になった場合に、ただし書きに該当したものについては、総務省から公示するのがよいのではないかと。

相田主査代理 自治体側の負担も少なく、緊急通報が実現されるような方法が

ないのかをまず検討していただきたい。実際にはほとんどトラヒックがない中で、そのために設備を設置するのも経済的ではない。何らかの形で緊急通報がつながるような方法を検討していただきたい。

川村電気通信技術システム課企画官 技術的な可能性も含め検討させていただきたい。

酒井主査 考え方については、「契約時に説明」を「契約締結前」等具体的に書くこととし、総務省において、①緊急通報が繋がらない事業者や地域についての公表、また②利用者への周知方法、③緊急通報の実現に向けた技術的な方法等を検討いただくことについては、考え方の中ではなく、別に記述すべきか。

相田主査代理 電気通信事業部会への報告書に記載するのが適切かと思う。

河村委員 ただし書きで認めることによって、他事業者に比べ、イーモバイルが有利になるのではないか。緊急通報に関しては、情報提供や公示ということはほとんど意味をなさず、現実的には代替手段として、他の番号を通知するなどして、目的を達することができる方法が重要である。

三友委員 過去には緊急通報が繋がらなかった携帯電話事業者があったかと思うが、それら事業者の整備はどこの負担で行っていたのか。

川村電気通信技術システム課企画官 責任分界点を境に回線側は事業者の負担で行い、受け手側は自治体の負担で行っていた。

三友委員 緊急通報をユニバーサルサービスの枠組みの中でとらえることはできないか。義務化するのであれば、そういった枠組みでとらえることも検討するべきではないかと思う。

相田主査代理 イーモバイルの場合、音声通話を始める前でも携帯電話の番号を利用していただけなのか。データ通信のみの時は電気通信番号を使用していなかったのか。

央倉番号企画室課長補佐 音声通話を行っておらず、データ通信のみの場合でも電気通信番号を使用している。

相田主査代理 今後新しい事業者が音声役務は提供せず、データ通信のみの場合はどうするのか。自動販売機に携帯端末を設置して、商品の在庫状況を管理センターに自動的に発信するような、いわゆるMtoMが増えてきている中で、そういったものに緊急通報が要求されるのかということに関係する。音声役務を提供しない事業者については、ただし書きで対処することになるのか。

山田番号企画室長 データ通信のみの場合は、ただし書きで認めるということになるものと考えている。

河村委員 携帯電話しか持たない人が増え、携帯電話からの緊急通報が増えていくという中で、携帯電話の基本機能として緊急通報が必ず求められるようにならなければ、新規参入があった際に、対応が遅れ、混乱が増すばかりで

ある。今後は何らかの方法で携帯電話には緊急通報が必須となっていくようにする必要がある。

酒井主査 それでは、電気通信事業部会への報告書に、緊急通報の提供状況について利用者へ説明を行う方法等、本改正に合わせ、総務省において検討してもらいたい項目を記載することとし、記載内容については委員に諮り、調整の上、報告することとしたい。

各委員 了。

## 2. その他

(山田番号企画室長から、資料2に基づき、電気通信番号に関する動向について説明。)

三友委員 全国を584の番号区画に区分と記載されているが、これはMAが現行584になったと理解してよろしいか。

山田番号企画室長 番号区画とMAとは一致しているわけではない。

宍倉番号企画室課長補佐 一つのMAの中に複数の番号区画がある場合がある。

相田主査代理 市外局番統一の事例として記載されている図の南九州市は、同じ行政区域内で番号区画が分かれている。当該自治体からは番号統一の要望は出ていないのか。

山田番号企画室長 正式な要望は出されていない。市外局番の統一に際しては、MAの規模により基本料金が異なることや、市内局番からのダイヤルでかからなくなる地域ができる可能性があるなど、住民にとって必ずしもメリットばかりではないため、その点も含めて住民の方に合意いただいたうえで、自治体として要望がまとまった地域について対応している。

一井委員 115番について、利用者によって、最初からデフォルトでNTT電報につながりような選択肢はなく、常にPSコミュニケーションズにつながるのか。

山田番号企画室長 IPネットワーク以外のものは、デフォルトはPSコミュニケーションズに接続され、NTT電報を希望される利用者については、NTT電報に転送されている。

一井委員 NTT電報へ転送する場合に、転送するまでPSコミュニケーションズで受けていた間の通話料金については、どのような扱いになっているのか。

山田番号企画室長 通話料金について、利用者への負担はないようになっている

る。

一井委員 実際にどれくらい使われているかは分かるのか。

宍倉番号企画室課長補佐 5割ほどをP Sコミュニケーションズで受注し、4割ほどを利用者の要望に応じてN T T電報に転送していると聞いている。

相田主査代理 ソフトバンクモバイルはどのようになっているのか。

宍倉番号企画室課長補佐 ソフトバンクモバイルは115番での接続を行っていない。着信課金用0120番号等にてP Sコミュニケーションズを利用することは可能である。

酒井主査 本日の会合はこれで終了としたいと思う。今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたい。

大角電気通信技術システム課課長補佐 今後の予定については、4月27日（火）に電気通信事業部会の開催が予定されている。その際、酒井主査より、本日も検討頂いた内容を、番号委員会の検討結果としてご報告頂く予定。

また、事業部会でご審議頂いた後、特段問題がなく、答申を頂いたら、速やかに改正省令の公布・施行の準備にかかる予定。

以上